

第二次 人と生きものの
ふるさとづくりマスタートープラン



平成29年3月
鯖江市

はじめに

『山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。』

ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすをみつめ、豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。』



平成24年3月に、鯖江市は全国で初めて鳥獣害問題に特化した「人と生きもののふるさとづくりマスタープラン」を策定し、この5年間、プランに基づき、市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策を地域の皆様とともに展開してまいりました。鯖江市には、平成2年1月15日に制定された鯖江市民憲章があり、平成22年には「市民主役条例」が制定され、市民自らが地域課題に取り組んでいく機運が醸成されております。

具体的には、これまでの集落ぐるみの山際対策を展開しつつ、さばえのけものアカデミーの開講による対策リーダーの育成、捕獲したイノシシを適切に処理して市内飲食店でメニューとして提供する取り組み、新たなサル・シカの被害拡大に備えたモニタリングの実施や、サルの発信機装着による追跡と情報共有、鳥獣害対策ツーリズムの受け入れによりこの問題の理解者増を図り、その成果は、毎年1回情報交換会&交流会で、広く市民に成果報告会として実施してまいりました。

鳥獣被害は、農業者のみならず、鯖江市で暮らす全ての市民が関係することです。これまでも、集落ぐるみの対策がみなさまのたゆまぬ努力で効果をあげており、地域の協力が生まれるなど、鯖江市の鳥獣害対策は全国から高い評価を得ています。

この間のみなさまの取り組みを基に、「第二次人と生きもののふるさとづくりマスタープラン」が完成しました。今後も、市民の皆様の地域への高い参加意欲を活かして、自ら取り組み考えて行動できる市民による対策を進めます。

最後になりましたが、本マスタープランの作成にご尽力をいただきましたマスタープラン策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた多くの市民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

鯖江市長 牧野 昭男

～ 目 次 ～

第1章 マスタープランの基本的な考え方

(1) 鳥獣被害対策の基本的な考え方	1
(2) 目的	2
(3) 位置づけ	2
(4) 基本理念	3
(5) 主体区分	4
(6) 期間	4
(7) 第一次プランの成果	5
(8) その他の成果	8

第2章 鳥獣被害の現状と課題

(1) 鳥獣被害の概要	11
(2) 鳥獣被害に対する市民の意識	13
(3) けものアカデミー修了生の意識	14
(4) 鳥獣被害対策に関する集落状況調査	15
(5) 鳥獣害のないふるさとづくりに向けた課題	16
(6) 主体ごとの課題	18

第3章 基本施策と取り組みの指針

(1) 基本方針と基本施策	19
(2) 具体的な方策	21

第4章 マスタープランの推進方策

(1) 取り組み目標	29
(2) マスタープランに基づく鳥獣被害対策の推進体制	32

参考資料

(1) 関連する法令など	33
(2) 参考資料	34
(3) 用語集	36
(4) 住民意識調査	37
(5) けものアカデミー修了生の意識意向調査	37
(6) マスタープラン策定委員会について	38

第1章 マスタープランの基本的な考え方

(1) 鳥獣被害対策の基本的な考え方

近年、野生鳥獣が引き起こす農作物被害、人身被害、生活被害が全国で多発し、鳥獣被害対策が各地で進められています。

鳥獣被害対策を行っていくには、「被害防除」、「個体数管理」、「生息地管理」の3つを総合的に進めていく必要があります。

本市では、平成16年の福井豪雨以降、ツキノワグマの大量出没、イノシシの農作物被害の増大をきっかけに、住民からの強いニーズがあり、本格的な鳥獣被害対策の取り組みが始まりました。地域ぐるみで実施する農林業や人身への被害防止として、電気柵やネット柵（被害防除）、計画的な有害捕獲（個体数管理）、山際の環境整備として緩衝帯の整備（生息地管理）の取り組みを進めてきました。

また、平成20年には、第一次鯖江市鳥獣被害防止計画を策定しました。この計画は、以下の4つの柱を軸に据えています。本市では、この計画に沿って正確な情報による問題意識の共有、対策リーダーの育成、強い体制づくりなどの取り組みを計画的に進めてきました。

鯖江市鳥獣被害防止計画 4つの柱

- ・情報の収集とフィードバック
- ・人づくり
- ・体制づくり
- ・有害（管理）捕獲



このような背景の中、市内の山際における集落ぐるみのイノシシ被害対策は実績を挙げてきました。平成22年には農林水産省鳥獣被害対策優良活動表彰として、河和田東部美しい山里の会が集落を越えた被害対策の取り組みを認められて、生産局長賞を受賞しています。

一方で、近年アライグマが市内全域に生息域を拡大し、農作物被害だけでなく家屋侵入の被害も発生しています。また、平成22年度には市内でツキノワグマによる人身事故も発生しました。このように、鳥獣被害対策は、今後も市内全域で、市民みんなが取り組まなければならない課題となっています。

(2) 目的

マスタープランを策定する目的は、「鳥獣害のないふるさと」を実現するために、市民・市民団体、事業者、行政、専門家が、それぞれに協働し、何をどのように取り組めばよいかを明文化することです。

鯖江市には平成2年1月15日に制定された鯖江市民憲章があり、平成22年には「市民主役条例」が制定されています。そのため、市民自らが地域課題に取り組んでいく機運が醸成されています。

このマスタープランにより、一人でも多くの市民が、鳥獣害の問題を知り、被害対策の重要性を認識し、鳥獣被害対策のために自ら取り組める活動を見出すヒントとなるようにこのプランを編成します。

(3) 位置づけ

鳥獣被害対策では、野生鳥獣が生息する森の整備や野生鳥獣を寄せ付けない人里の環境整備など、農林業、環境、福祉、地域自治、教育といった多方面からの取り組みが求められます。そのため、マスタープランは、まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ、環境基本計画や農業・林業・農村ビジョン、鳥獣被害防止計画、森林整備計画などと相互に関係しています。



鯖江市まち・ひと・しごと
創生総合戦略



鯖江市環境基本計画



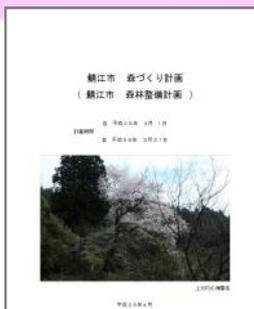
人と生きもののふるさとづくり
マスタープラン



鯖江市農業・林業・農村ビジョン



鯖江市鳥獣被害防止計画



鯖江市森林整備計画

(4) 基本理念

鯖江市民および本市が協働し、「鳥獣害のないふるさとづくり」を進めていく上で、市民・市民団体、事業者、行政、専門家の共通認識となるのが基本理念です。

このマスタープランでは、「人と野生鳥獣との関係」、「市民あるいは地域の協働のあり方」をどのようにしていくか、大きな方向を定めることが基本理念となります。なお、基本理念は、様々な法令や本市で策定した各計画にも沿ったものであることが必要です。

このような考えに基づき、このマスタープランでは、以下の2つの基本理念を定めます。

「野生鳥獣と人との共存」

～すみわけによる人と生きもののふるさとづくり～

鳥獣被害対策では、被害の原因となる野生鳥獣を根絶させればよい、という考え方をされるかもしれませんが、しかし、たとえば鳥獣被害を引き起こすイノシシやアナグマは、もともと市内の森で生きてきた野生鳥獣です。

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、もともと国内に生息している野生鳥獣の多様性を保全することが定められています。

また、人の生活圏が拡大することが、こうした野生鳥獣のすみかを奪ってきたことも事実です。

そこで、本市の鳥獣被害対策では、生物多様性に配慮しながら、野生鳥獣を保管理する形での人と野生鳥獣の共存を基本理念とします。



「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」

～被害対策を通じて、一体感が生まれるチャンス
強いコミュニティをつくり、魅力ある地域づくりに取り組む～

「市民一人ひとりが鳥獣被害対策に主体的に取り組み、地域でその輪がつながって、地域ぐるみの取り組みに発展していく」このような流れは、地域おこしなどの一般的な進め方そのものです。

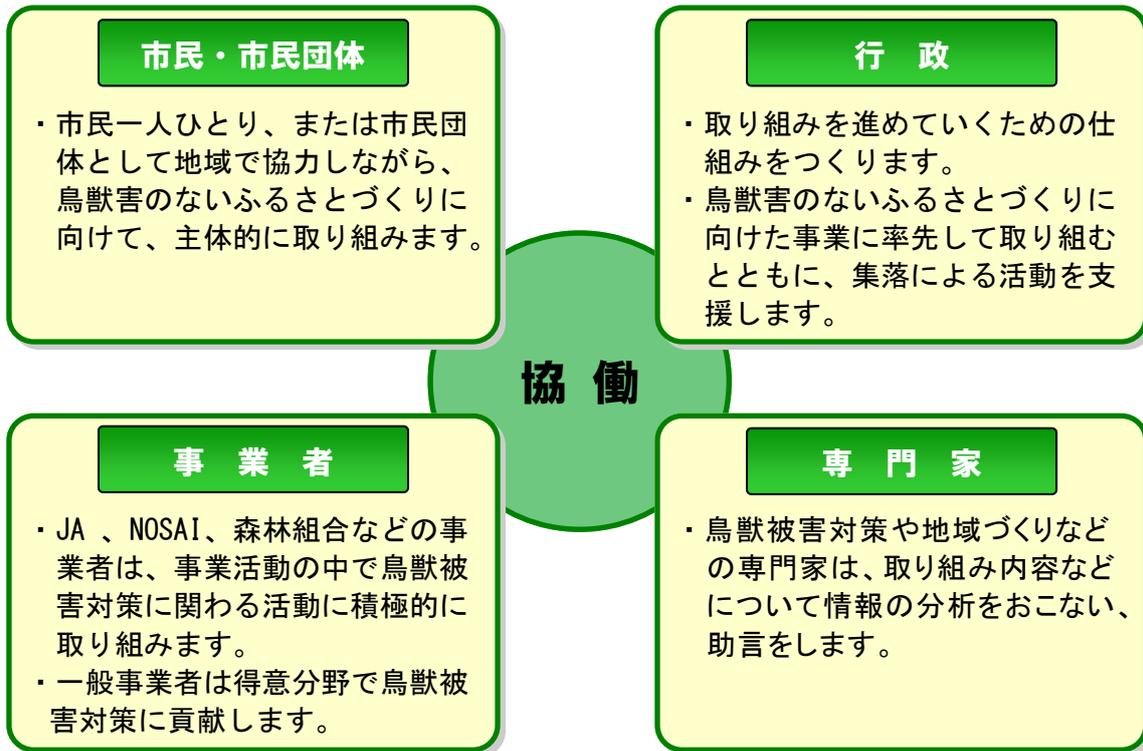
つまり、鳥獣被害対策を通じて地域がつながり、それが地域の魅力の再発見や連帯感を育む地域振興策になるのです。

このような考え方によって、本市の鳥獣被害対策では、鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくりを基本理念とします。



(5) 主体区分

鳥獣被害対策に取り組むのは、本市で生活するすべての人です。その内訳と関係性は、取り組みの主役である市民・市民団体（町内会、婦人会、老人会、青年団などの地縁団体と、NPO団体、猟友会などの市民活動団体）を行政（国、県、市）や事業者（主に農林業に係る事業者）、専門家が支援するというものです。



(6) 期間

このマスタープランでは、計画期間を5年間とし、平成33年度を目標として施策に取り組めます。本市では、マスタープランに沿った取り組みの状況などをふまえて毎年点検し、状況に応じて変更をおこないます。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成38年度	平成39年度
第1次期間														
					第2次期間									
										第3次期間				

(7) 第一次プランの成果

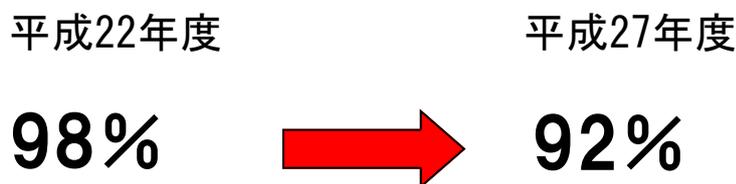
①取り組み目標ごとの成果

平成24年に策定した第1次プランでは、取り組み全体の目標として「鯖江市民の鳥獣被害に対する認知度100%を目指す」を掲げました。また、2つの基本理念ごとに、2つずつの基本施策の柱をたて、取り組み目標を設定しました。

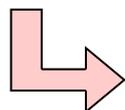
5年間の取り組みの結果は、全体目標の市民の鳥獣被害に対する認知度が平成22年度と比較して平成27年度は6ポイント低下しました。これについては、前回の調査がクマの大量出没年であったこと等被害の発生が関係していると思われます。

基本施策ごとの成果は、以下のとおりで、おおむね目標を達成しています。

全体目標：鳥獣被害に対する認知度の比較



「野生鳥獣と人との共存」と
「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」を実現するために



- 基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策
- 基本施策2：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み
- 基本施策3：市民主体の継続的な取り組み体制の確立
- 基本施策4：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策

取り組み目標	指標	数値目標		実績
		平成22年度	5年後	
電気柵、緩衝帯といった山際の対策、環境整備の維持管理に市(行政)と市民が積極的に取り組みます。	イノシシによる農作物被害額	平成22年被害額 269万円	平成23年～平成27年の平均被害額を 180万円以下にする	被害額 142万円
<ul style="list-style-type: none"> ■想定される取り組み ・侵入防止柵の整備 ・有害捕獲の推進 ・緩衝帯の整備 				

基本施策2：有害捕獲した生物を活用する取り組み

取り組み目標	指標	数値目標		実績
		平成22年度	5年後	
市民・市民団体が主体的に有害捕獲した生物(いのち)を食肉利用するための勉強会やイベントを市が支援します。	食肉利用の勉強会の開催数	年0回	年2回	年2回
■想定される取り組み ・捕獲個体の利用 ・料理教室や学習会	捕獲個体の利活用施設の通過数			年2回

基本施策3：市民主体の継続的な取り組み体制の確立

取り組み目標	指標	数値目標		実績
		平成22年度	5年後	
鳥獣被害対策の情報を共有するため、市民と行政をつなぐ連絡網を整備します。	連絡網の整備率	—	連絡網の整備	サル出没情報の共有 (サルどこネットによる)
■想定される取り組み ・鳥獣被害調査 ・生息状況調査 ・集落出前講座 ・地域リーダー研修会 ・広報・対策の情報交換	情報を持つリーダー数	0人	各地区で2名	アカデミー 修了生 各地区2名以上 94名 (市内内60名)/5年

基本施策4：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

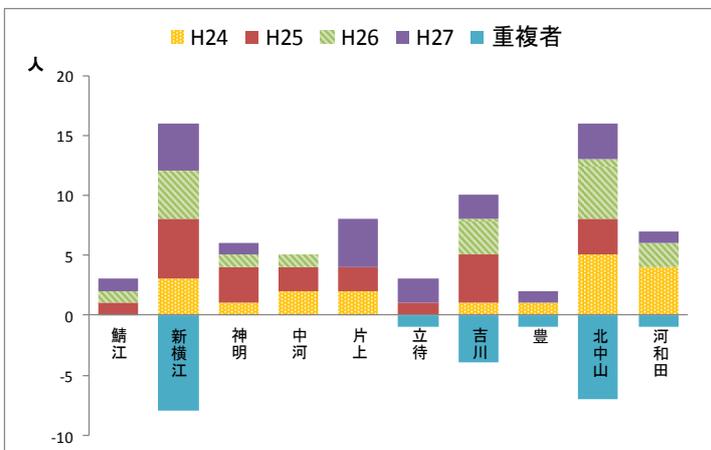
取り組み目標	指標	数値目標		実績
		平成22年度	5年後	
市(行政)と市民が協働して、鯖江市の自然に親しみながら鳥獣被害対策を学ぶイベントを開催する。	イベントの開催数	年1回	年2回	鳥獣害対策ツーリズム受け入れ 年2回
■想定される取り組み ・鳥獣害対策ツーリズムの開催 ・体験農園 ・援農ボランティア				けものリーダー企画の開催

② 5年間の新たな成果

● さばえのけものアカデミーの開講

マスタープランを市民に浸透させるためのシステムとして、鳥獣被害対策のリーダーを育成するさばえのけものアカデミーを開講しました。受講生の中で鳥獣被害対策により意欲的に取り組む人を、市民の核になりうる地域コーディネーター（鳥獣害対策特別措置法による防除実施隊員）として技術育成し、組織化を図ることを目指しました。カリキュラムは、総論、各論、現地実習、意見交換で構成され、講師は国内各地の専門家を招聘しました。

平成24年度から平成28年度までの5期で、382人が参加し、94人の修了生が誕生しています。これにより、各地域に2名以上のリーダーが誕生しました。



地区別アカデミー修了生数（平成24～27年度）



アカデミー実習風景

● サル・シカの生息状況の把握

・サルのモニタリング

市内に出没するサル2群に発信機を装着し、行動域を調査しました。受信機を使うことによりサルの追跡が可能となっています。また、サルどこメールによる情報共有が広域的に進み、効率の良い追い上げを実施できました。

・シカのモニタリング

センサーカメラを使ったカメラセンサスを実施し、シカの増加を確認しました。また、市内4箇所にモニタリングポイントを設置し植生の衰退を経過観察しています。



メスザルへの発信機装着



電波受信



シカモニタリングポイントの設置



(8) その他の成果

● 「野生鳥獣と人との共存」を実現するために

—① 防除と捕獲のバランスのとれた対策

●防除の推進

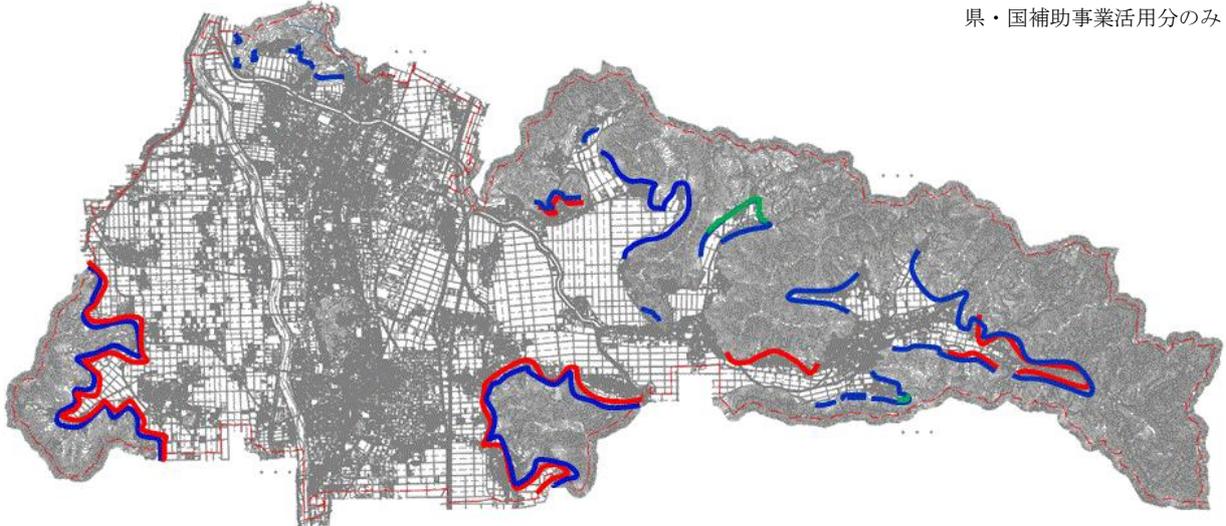
- ・電気柵、金網柵等の被害防除策を推進しました

電気柵延長 平成22年3月 39.6Km → 平成27年3月 54.4Km

金網柵延長 平成22年3月 0Km → 平成27年3月 2.5Km

■：電気柵 (61.2km) ■：緩衝帯 (27.6km) ■：ワイヤーメッシュ柵 (3.7km)

県・国補助事業活用分のみ



市内獣害被害防止対策の現状

(イノシシ用緩衝帯、電気柵の設置位置図～平成27年度)



電気柵の設置状況
(中野町)



緩衝帯の整備状況
(上河内町)



金網柵
(上河内町)

●守りやすい環境づくり

- ・里山林内放牧

被害防除柵の設置にあわせて、山際緩衝帯の整備を推進しました。また、山際の見通しをよくするため若狭牛の放牧を実施しました。

- ・もぎきり活動の展開

高齢が理由で収穫されていなかったカキやユズを地域ぐるみでもぎきる活動を展開しました。

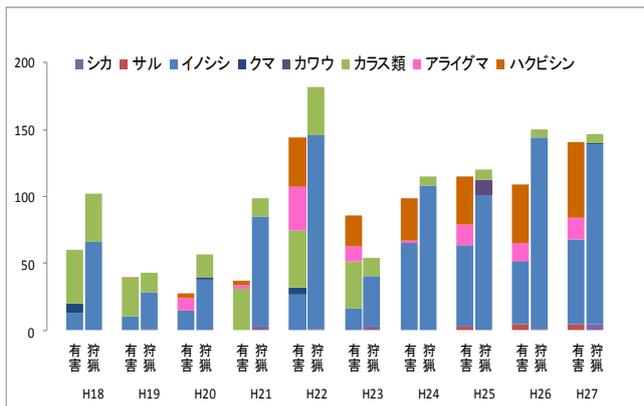


里山林内放牧

●捕獲の推進

野生鳥獣の捕獲は、狩猟と許可捕獲（有害捕獲・学術研究捕獲）により行われています。狩猟登録をすることで猟期に限り狩猟による捕獲ができます。また、防除などの被害対策をしてもなお被害が治まらないときおよび、継続的な被害が予想されるときには被害を出す個体を捕獲する有害捕獲を実施します。

・被害の実態にあわせた計画的な捕獲



主要鳥獣の捕獲数の推移

被害状況の情報整理や生息状況の調査結果をふまえ、市有害鳥獣捕獲隊を編成し、計画的な捕獲を行ってきました。

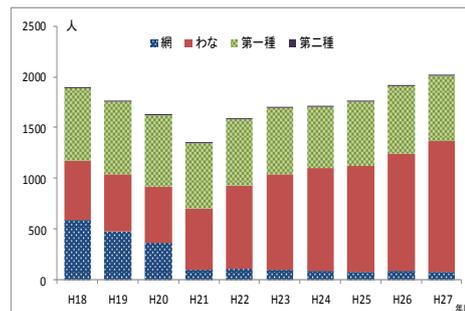
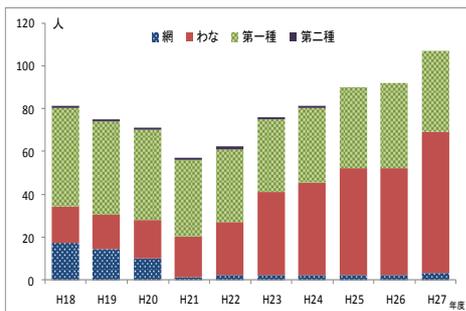
捕獲数は、イノシシと中獣類のうち特にハクビシンの捕獲数が増加しています。

・狩猟免許試験受験者への助成

捕獲の担い手育成のため、狩猟免許取得費用の一部を助成しています。本制度を利用し、平成24年度より平成27年度までに45名（男性40人、女性5人）が狩猟免許を取得しました。今後は、捕獲技術を習得し、趣味の狩猟や、被害対策の現場での活躍が期待されています。



捕獲したイノシシ



狩猟免許所持者の推移（左：鯖江市、右：福井県）県自然環境課調べ

一② 有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

捕獲したイノシシについては、解体方法の学習や適正処理の指導を行い、地域内消費のための料理講習会を通して、幅広い層への問題意識の共有に努めました。

- ・地元産イノシシを使ったジビエ料理のメニューを提案しました。
- ・ふるさと料理を楽しむ会でイノシシ料理を提供しました。
- ・市内でジビエ料理を提供する店舗が4店舗になりました。



●「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」を実現するために

—③ 市民主体の継続的な取り組み体制の確立

●集落、集落間での取り組み体制づくり

本市では、被害地の対策が効率よく行われるよう、集落や地区区長会への出前講座などを通じて集落間の話し合いを促進してきました。これにより、集落ぐるみ・集落連携した体制による対策を支援してきました。

●近隣市町との連携

- ・丹南地域鳥獣被害対策連絡会により、広域的で効果的な被害対策技術（SABAEモデル）の展開ができました。（さばえのけものアカデミー修了生や実施隊員も講師として協力しています）
- ・新たに問題となったサル・シカの広域的な対策計画を立案しています。

●関係機関との連携

関係機関と鳥獣害対策協議会を設置し、総合的で効果的な対策が取れるように協力して調査機器や捕獲檻の整備、研修会を行ってきました。

●対策できる人づくり・組織作り

- ・けものアカデミーの中で、アライグマの捕獲従事者講習会を開催し、平成24年度から27年度までにのべ211名が受講し、平成28年現在52名の捕獲従事者が登録しています。
- ・山際集落と市が山際管理協定を締結し、集落ぐるみの鳥獣被害対策を支援しました。



●正確な情報の共有

- ・市内全域で被害調査を実施し、重点的な対策地域の特定ができました。
- ・サルどこネットによる情報共有に努め、サルの追い上げ効率がよくなりました。

—④ 人と人をつなぎ、地域を見直す取り組み

●地域リーダーの活躍

- ・けものリーダーの協力により、モニタリングツアーやカキもぎなどの行事を開催しました。
- ・けものリーダーとけものリーダーマニュアル（けものモニタリング編）を出版しました。
- ・地域資源の掘り起しにより、体験プログラムの充実が図られました。



けものリーダーハンドブック

●外部人材の活用

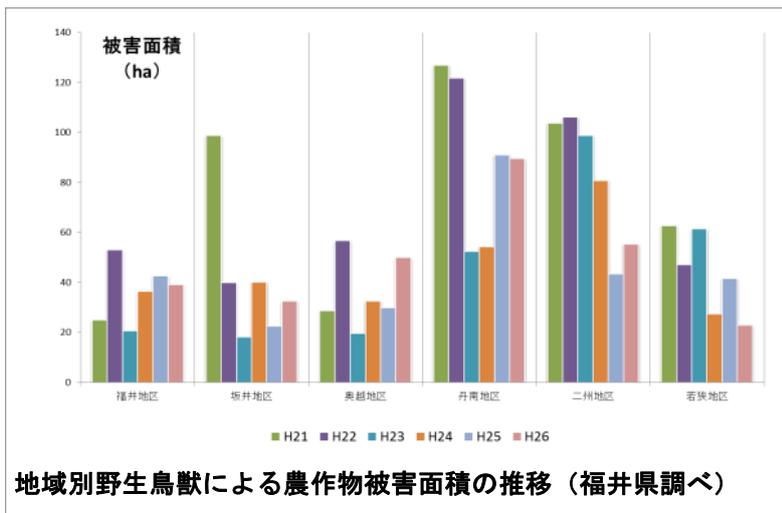
- ・鳥獣害対策ツーリズムを2校受け入れ、地域と外部人材をつなぐことができました。
- ・安定した希望校の、滞在可能地区が4地区に広がりました。
- ・放任果樹のもぎきり運動を展開し、利活用を推進しました。

第2章 鳥獣被害の現状と課題

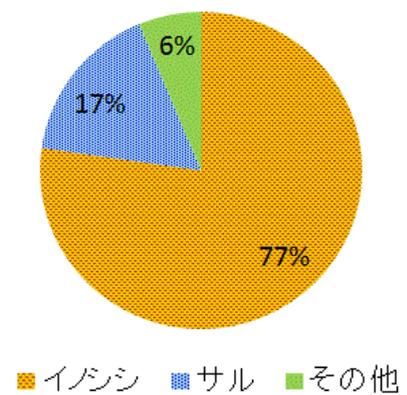
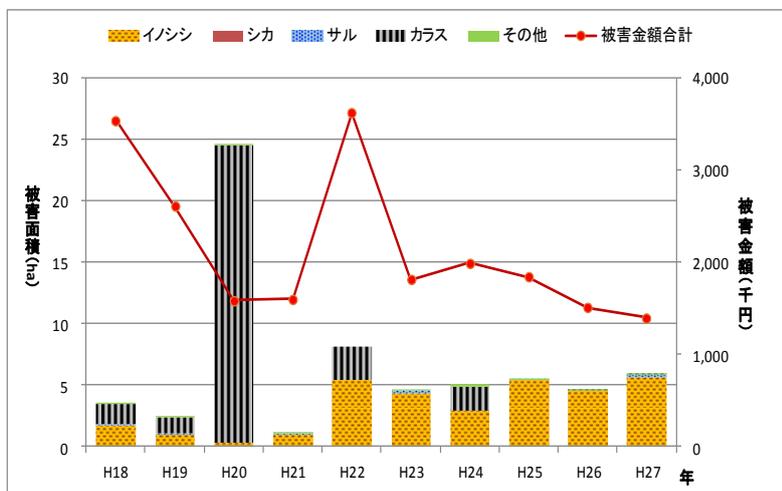
(1) 鳥獣被害の概要

我が国では、鳥獣被害対策が各地で進められているものの、農作物の被害総額が約200億円で高止まりしているのが現状です。

福井県内では約1億円の被害のうち、イノシシの被害が約9割を占めます。近年は、県下でも丹南地域のイノシシによる被害が最も深刻となっているほか、シカによる被害も拡大しています。



鯖江市では、山際農業集落においてイノシシやニホンザル、アライグマやハクビシンなどによる農作物への被害が発生しています。平成23年以降の野生鳥獣による農作物被害額は、170万円程度で推移しています。動物種ごとに見ると、近年は特にイノシシによる被害の割合が高く、次にサルによる被害となっています。



さらに、農林産物への被害だけでなく、ツキノワグマやニホンザルをはじめとした人々の安心安全な生活に対する被害や、市内全域でアライグマやハクビシンによる建物などへの被害、アライグマなどの外来生物やニホンジカが増えすぎたことによる生態系への被害といった野生鳥獣による被害が発生しており、各地で鳥獣被害対策への取り組みが進められています。



● 鯖江市における主な鳥獣被害

人身などへの被害

- ・人里に出没したツキノワグマやイノシシとの接触や交通事故などの人身被害
- ・衛生被害
アライグマやハクビシンの建物への進入による騒音や糞尿汚染、カラスやサギの糞による汚染
- ・サルが群れで出没することによる恐怖心や、作物被害による落胆など心理的被害



人里近くの
ツキノワグマ
(河和田町)



車と衝突した
イノシシ
(金谷町)

農林産物への被害

- ・田畑や果樹への被害（食害）
イノシシによるイネの踏み荒らしやジャガイモなどの畑作物の食害、アライグマやハクビシンによるスイカなどの食害、ニホンザルによるカボチャやタマネギなどの食害、カラスによる野菜の食害
- ・山林への被害（樹皮はぎ、食害）
ニホンジカによる樹皮はぎや角とき



アライグマによる
食害
(上氏家町)



イノシシによる
踏み荒らし
(下新庄町)

建物などへの被害

- ・建物への被害（損傷、糞尿、侵入）
アライグマやハクビシンの屋根裏への侵入による糞尿汚染や建物の損壊
- ・文化財への被害
アライグマによる神社仏閣や建造物、仏像などの文化財の破損



ハクビシンによる被害
屋根裏のハクビシンの糞
(西袋町)



屋根を歩く
アライグマ
(西大井町)

生態系への被害

- ・アライグマによる水辺生態系への影響
カエルやサギなど在来種を食害することによる水辺生態系の破壊
- ・ニホンジカの森林下層植生への影響や樹木の樹皮はぎ
ニホンジカが下層植生を食べつくすことによる水源涵養機能や土砂流出防止機能の低下



ニホンジカによる
下層植生の衰退
(和田町)



ニホンジカによる
樹皮はぎ
(西大井町)

(2) 鳥獣被害に対する市民の意識

鳥獣被害は、住んでいる地域や農林業へのかかわり方などによって意識に違いがあることが分かっています。

本市では、5年前に続き、市内における鳥獣被害の現状と課題をどのように市民に伝え、自らの問題として認識してもらうか、その効果的な普及啓発の仕方を具体化するために、郵送によるアンケート調査を実施しました。

① 市民の意識調査の実施状況

調査時期：平成28年3月19日～5月21日

調査対象：20代から70代の鯖江市居住者の中から1,000名

市内10地区から100名ずつ無作為抽出

調査方法：郵送 回収率：55.2%

市民意識調査の設問概要

- ・鳥獣被害（人・農作物・建物への被害）の認識について
- ・本市で実施している鳥獣被害対策への取り組みについて
- ・鳥獣被害に対する思いについて
- ・鳥獣被害が発生した場合の解決策について
- ・地域との結びつきについて

② 鯖江市民の鳥獣被害に対する意識

★住民意識調査から

- ・鳥獣害の認知度は、種類、地区によって異なっていた
- －認知度はイノシシ、カラス>クマ、サル、中獣類>シカ
- －先回調査と比較して鳥獣害に対する認知度は低下
- ・市の鳥獣害への取り組みに対する認知度は4割～6割で、種類によって異なっていた
- －認知度は広報が高く、研修会の開催が低かった
- －先回調査と比較して市の取り組みに対する認知度は低下
- ・鳥獣被害対策を目的とした共同作業に肯定的な人が多いが、その積極性は回答者の属性によって異なっていた。
- －①農業との関わり、②鳥獣害の認知、③地域の協働力、などの要因がいずれも強い（高い）ほど積極的

③ 市民の多様性に即した鳥獣被害対策とのかかわり方の提示

- 1 市民全体の鳥獣害問題への当事者化
農業以外の被害への対応強化、家庭菜園層への誘導（農業者の視点）
- 2 積極的な情報提供による認知度の向上
適切な保護管理と野生動物との共存についての普及啓発
（学校教育、社会教育、環境教育）
- 3 地域社会の活性化
地域内交流、まとまりの強化が必要
→ 福祉、防災等他分野を含む総合的な地域振興

(3) けものアカデミー修了生の意識

鯖江市では、鳥獣害対策の担い手育成としてさばえのけものアカデミーを5期開講し、この間382名が受講し、内94名が修了証を手に入れています。

けものアカデミー修了生の属性、活動およびアカデミー受講の効果을明らかにするとともに、今後鳥獣害対策の担い手として、どのような活動を担ってもらうことができるのか、どのような講座内容や支援が必要かを把握するために、アンケート調査を実施しました。

① けものアカデミー修了生の意識調査の実施状況

調査期間：平成28年11月21日～12月12日（告知締め切り11月23日）

調査対象：けものアカデミー1～4期修了生と5期修了見込み生 92名

調査方法：郵送、手渡し 回収結果：77.2%（71/92通）

意識調査の設問概要

- ・受講目的と受講による効果について
- ・受講後のリーダー活動について
- ・今後関わりたいリーダー活動について
- ・リーダー活動をするために必要な支援について

② 修了生の意識と意向

● リーダーの属性

- ・回答者は、60～70代の農業関係・被害経験者・地区役員・男性像と20～50代の市内外の行政・仕事関係者に大きく分かれた。
- ・回答者のうち女性は15.5%、30歳代以下は14.1%にとどまった。

● けものアカデミーの効果

- ・受講の目的は、知識を増やし、対策に役立てたい等で、内容が受講者自身の活動に役立ったとの回答が92.9%であった。どのような場面で活かされたかとの問いに対し、地元集落、自身の菜園、仕事の順となった。
- ・受講によつての自身の変化については、鳥獣害対策の重要性を理解し、その方法・技術が身に付いたとの回答であった。受講後、自然や野生動物への関心が高まったこと、地域課題に目が向くようになったことなど、社会とのかかわりに一定の効果があったことが汲み取れた。

● リーダーとしての活動

- ・リーダーとしておよそ半数が他者に向けての活動を行っており、具体的には、地元集落における防護柵の点検管理を月1回～年数回行っていた。
- ・活動の動機は、社会貢献52.9%が最も高く、鳥獣害に関心がある47.1%、助け合うため44.1%の順であった。
- ・当初想定した集落を越えた活動や、公民館区を越えた活動につながった例は行政関係者以外ではわずかであった。
- ・引き続き、けものアカデミーを継続し、社会貢献できる場を提供することにより成果が見えてくるものと期待できる。

● 今後取り組みたいリーダー活動とその支援策

- ・今後取り組みたい活動としては、里山整備（山ぎわの刈り払いなど）47.1%、ジビエ料理教室・試食会 47.1%、電気柵等の点検管理作業（地元）45.7%、里山資源の利活用（タケノコ、山菜の利用や炭焼きなど）44.3%、けものモニタリング調査（植生調査、センサーカメラ調査、痕跡調査）42.9%、集落環境整備（放任果樹の除去など）40.0%となった。被害対策を行っているリーダーは、集落の対策につながる活動への意欲がありリーダーの居住地によって取り組みの指向性が違った。
- ・必要とされているリーダー支援策は、対策技術や最新情報の提供57.6%、対策機材・道具等の支援39.4%、活動経費の確保30.3%であった。

③ けものアカデミーの方向性

- 1 リーダーの関係性を保ちながら、市とリーダーの情報共有をはかり、リーダーが取り組みたい活動を、企画し、実践することを通してリーダーコミュニティを育てていく。
- 2 リーダーの社会貢献度をPRしながら、公民館区を軸に活動の場を提供しつつ、鳥獣害に関心がある市民を増やしていく。
- 3 女性、若者、子育て世代の参画を進めるための特別カリキュラム（ジビエの振興や森林整備活動など）を編成する。
- 4 行政リーダーには、今後必要となる広域連携や居住地の対策において役割を担えるよう所属機関に働きかけを行う。



（4）鳥獣被害対策に関する集落状況調査

鳥獣被害対策は、市民一人ひとりが対策の重要性を理解し、「集落ぐるみ・地域ぐるみ」で進めていくことが必要です。鯖江市では、平成22年に対策に取り組んでいる集落を対象として、「集落ぐるみ」で行動するための取り組みの状況や課題などの把握を目的とした聞き取り調査を実施し、集落ぐるみの対策のためのキーワードが抽出されました。

集落状況調査の結論

集落ぐるみの対策には・・・

- | | |
|-----------|------------------|
| ①集落みんなの合意 | ②リーダー |
| ③ルール | ④多様な人材の参加 が必要である |

● 集落の今後の課題

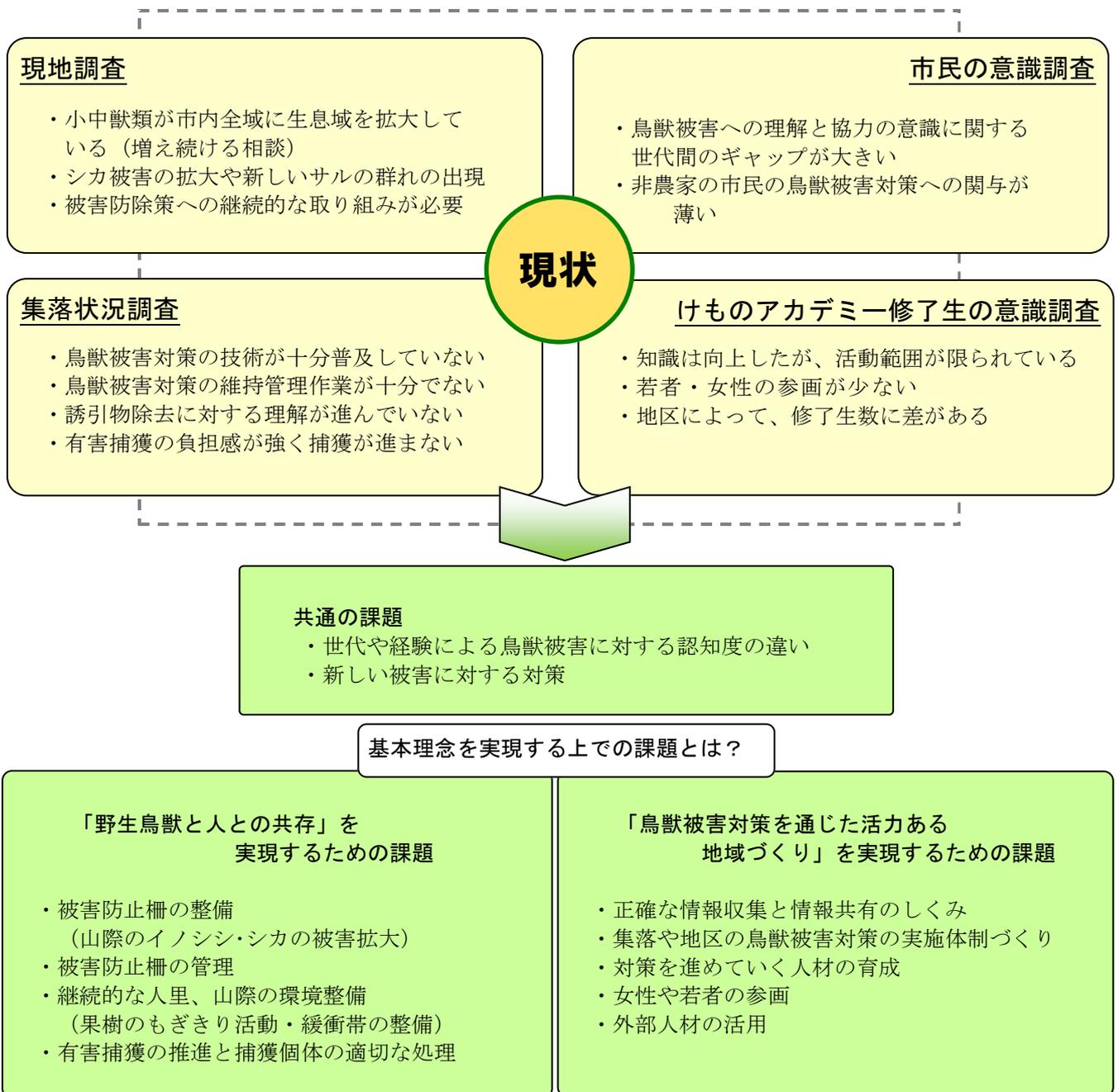
- ・鳥獣被害対策にかかる労力への負担感の軽減
- ・対策資材の更新のための費用の工面
- ・近隣集落と連携した鳥獣被害対策
- ・対策を継続していく上での不安の解消
- ・今後増加するサルやシカに対する不安
- ・鳥獣被害対策にかかる費用の工面
- ・正しい対策技術の伝承
- ・高齢化に伴う対策へ携わる人の確保
- ・捕獲した動物の処理

(5) 鳥獣害のないふるさとづくりに向けた課題

これまで鯖江市では、マスタープランや鳥獣被害防止計画に基づいて様々な鳥獣被害対策を推進してきました。その結果、鳥獣被害額は近隣市町と比べても低く、対策の成果は得られていると考えられます。一方で、市に寄せられた鳥獣相談に基づく現地調査、市民の意識調査（アンケート調査）、集落単位の出前講座での聞き取りでは、鳥獣被害が市内各地でまだまだ発生している現状が明らかになっています。

対策を推進する上では、その担い手となるリーダーが必要であり、けものアカデミー修了生の意識・意向調査（アンケート調査）では、集落単位での取り組みにおいて活躍できている一方、広域的な展開は発展途上にあるなど、市内全域で鳥獣害のないふるさとづくりを実現するための課題も明らかになってきました。

ここでは今後の鳥獣害のないふるさとづくりに向けて課題を再整理し、具体的な解決策を示す「第3章 基本施策と取り組みの指針」へとつなげます。



共通の課題

● 鳥獣被害に対する認知度の低下

- ・居住地や経験の違う市民に鳥獣害の問題を知らせること
- ・問題の重要性を認識し、対策につながる行動を誘発すること
- ・誰でも参画できる具体的な対策行動を提案すること

● 新しい鳥獣害への対応

- ・モニタリングの充実
- ・広域的な取り組み（近隣自治体と連携すること）

「野生鳥獣と人との共存」のための課題

● 被害防止策の整備

- ・侵入防止柵（電気柵・ネット柵）の設置を進めること
- ・野生鳥獣の追い払いを実施すること
- ・被害にあいにくい作り方で作物を栽培すること
- ・獣が侵入しないよう家屋の進入口をふさぐこと

● 人里、山際の環境整備

- ・野生鳥獣にとって魅力のない人里になるよう環境を整備すること
- ・野生鳥獣が人里に侵入しにくい山際環境を整備すること

● 有害捕獲と捕獲鳥獣の適切な処理

- ・有害捕獲を効果的、計画的に進めること
- ・捕獲した鳥獣の処理方法、活用方法を整備すること

「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」のための課題

● 情報収集と情報共有

- ・本市に生息する野生鳥獣の情報を継続して把握すること
- ・鳥獣の生息状況、鳥獣による被害状況や対策情報などについて、情報を主体間で共有すること

● 地域の鳥獣被害対策の実施体制づくり

- ・高齢化が進む山際の集落で、継続的に鳥獣被害対策に取り組める実施体制をつくること
- ・鳥獣被害に関する関心を広く市民に持ってもらうこと
- ・国、県、市が連携して市民の取り組みを支援すること

● 対策を進めていく人材の育成

- ・地域の体制を作る核となる地域リーダーの役割を定めること
- ・農業従事者以外の市民や市民団体、事業者などの参画を進めること
- ・正しい対策技術を市民に伝える技術リーダーを育成すること

(6) 主体ごとの課題

集落ぐるみでの鳥獣被害対策を、複合的な立場から組織ぐるみで応援することが必要となりますが、それぞれの立場で課題が見えています。今後は、話し合いの場を作ることでお互いが補完しあい課題を解決する道を探ることが必要です。

行政

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策できる行政リーダーの確保 ・ 対策費用の確保 ・ 多様化する市民ニーズへの対応 ・ 相談できる先が少ない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町間の鳥獣被害対策に関する対応の差により、広域連携が進まない ・ 地域ぐるみの対策を行うリーダー不足 ・ 被害防除・捕獲がまだ十分でない |
|---|---|

市民・市民団体

(町内会)

- ・ 対策意欲の継続
- ・ 担い手の掘り起こし
- ・ 対策費用の確保
- ・ 住民間の理解の差
- ・ 人の減少



(狩猟者団体)

- ・ 銃の規制が厳しい
 - ・ 技術・経験不足
- (農業女性団体)
- ・ 若い人の関心がない

(市民活動団体)

- ・ 費用の確保 (ジビエ肉)
- (環境団体)
- ・ 生ゴミの適正処理
- (青少年育成団体)
- ・ 地元の人不在



事業者

(JA・森林組合)

- ・ 対策費用の確保
- ・ マンパワー不足
- ・ 情報不足

(NOSAI)

- ・ 被害情報がうまく活かされていない
- ・ 関係団体との連携不足

(外事業所)

- ・ 情報不足
- ・ きっかけがない
- ・ 費用の確保 (ジビエ肉)

専門家

- ・ そもそも専門家が不足している
- ・ 確立された技術があるにもかかわらず、その普及が進まない
- ・ 科学的、計画的に取り組まないことにより、対策の効果が見えにくい



第3章 基本施策と主体ごとの取り組み

(1) 基本方針と基本施策

ここでは、鳥獣害のないふるさとの実現に向けた具体的な取り組み内容を明らかにするために、第2章で整理した課題に基づいて鯖江市の基本方針と基本施策を明らかにします。

その上で、役割が異なる主体ごと（市民・市民団体、事業者、行政、専門家）と、10地区で課題となる鳥獣の種ごとに具体的な取り組みの指針をまとめます。

課題

「野生鳥獣と人との共存」
を実現するための課題

- ・被害防止策の整備
- ・人里、山際の環境整備
- ・有害捕獲と捕獲鳥獣の適切な処理

「鳥獣被害対策を通じた活力ある
地域づくり」を実現するための課題

- ・情報収集と情報共有
- ・地域の鳥獣被害対策の実施体制づくり
- ・対策を進めていく人材の育成



基本方針

市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策

鯖江市民の地域への高い参加意欲を活かして、自ら取り組み、考えて行動できる市民による対策を進めます。

基本施策

共通施策

鳥獣被害への市民理解を深める

「野生鳥獣と人との共存」を実現するための行動は
きちんと守る

- 基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策
- 基本施策2：市民主体の継続的な取り組み体制の確立

「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」を実現するために
対策仲間を増やす

- 基本施策3：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み
- 基本施策4：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

鳥獣被害への市民の理解を深める

共通施策

- ・ 自然や環境の仕組みについて市民の理解を深めます
- ・ 被害情報や鳥獣害対策に関する情報を広く公開します
- ・ 気軽で具体的な、対策につながる活動を提案します
- ・ 近隣自治体と広域に連携し被害の現状把握に努めます

「野生鳥獣と人との共存」を実現するための行動は きちんと守る

基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策

- ・ 侵入防止柵の整備を進めます
- ・ 一人ひとりが取り組む環境整備（放任果樹や野菜くずの適正処理）を進めます
- ・ 山際の刈り払いや、空き家対策など鳥獣被害の発生しにくい環境を整備します
- ・ 野生鳥獣の生息地としての森林整備を進めます
- ・ 計画的な捕獲の推進をします

基本施策2：市民主体の継続的な取り組み体制の確立

- ・ 地域ごとのリーダー、技術リーダー、行政リーダーを育成します
- ・ 地域の現状を知るための集落点検活動を推進します
- ・ 鳥獣被害対策に関する学習会を実施します
- ・ 集落ぐるみの対策を核とした、地域ネットワークづくりを進めます
- ・ けものリーダーを中心とした地域ぐるみの実施体制を作り上げます
- ・ けものリーダーの活動を支援します

「活力ある地域づくり」を実現するために 対策仲間を増やす

基本施策3：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

- ・ 集落、地区、市ぐるみで進められる鳥獣被害対策への市民の参加
- ・ 多様な主体が参加する鳥獣被害対策に関するイベントの開催
- ・ 地域の魅力の再発見と外部との交流
- ・ 鳥獣被害対策に関するエコグリーンツーリズムの実施

基本施策4：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

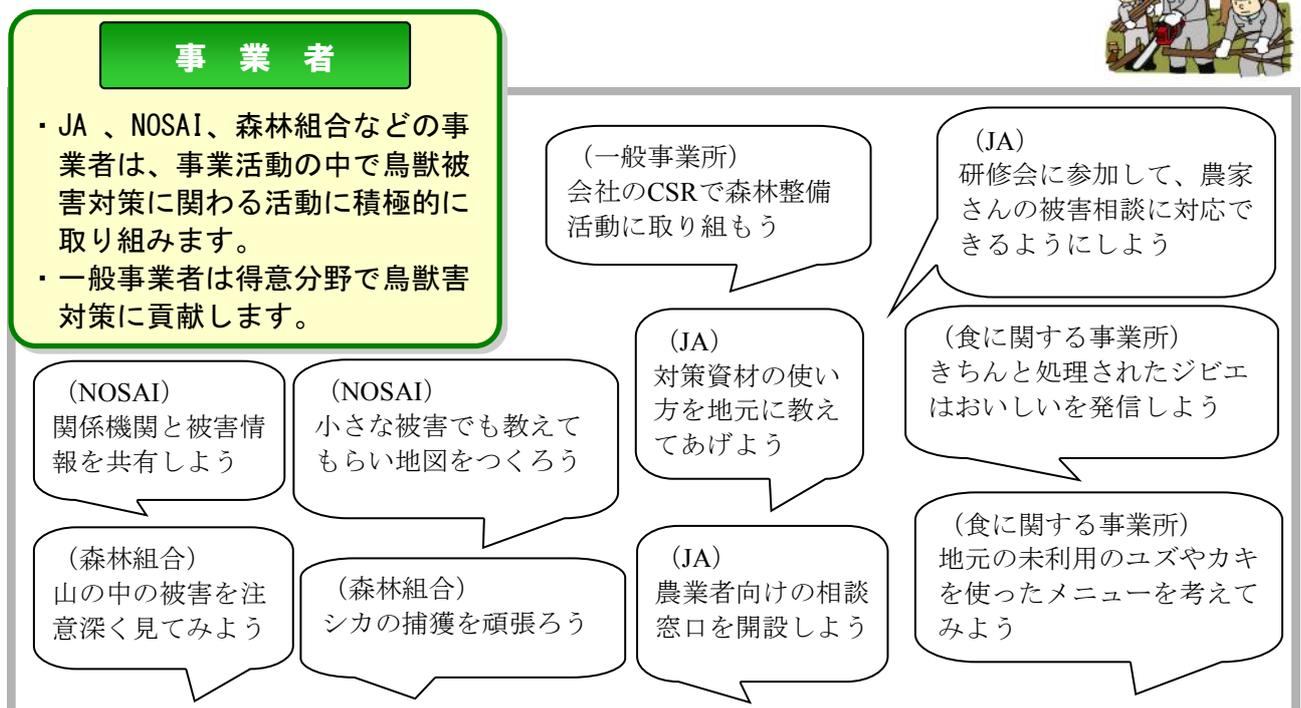
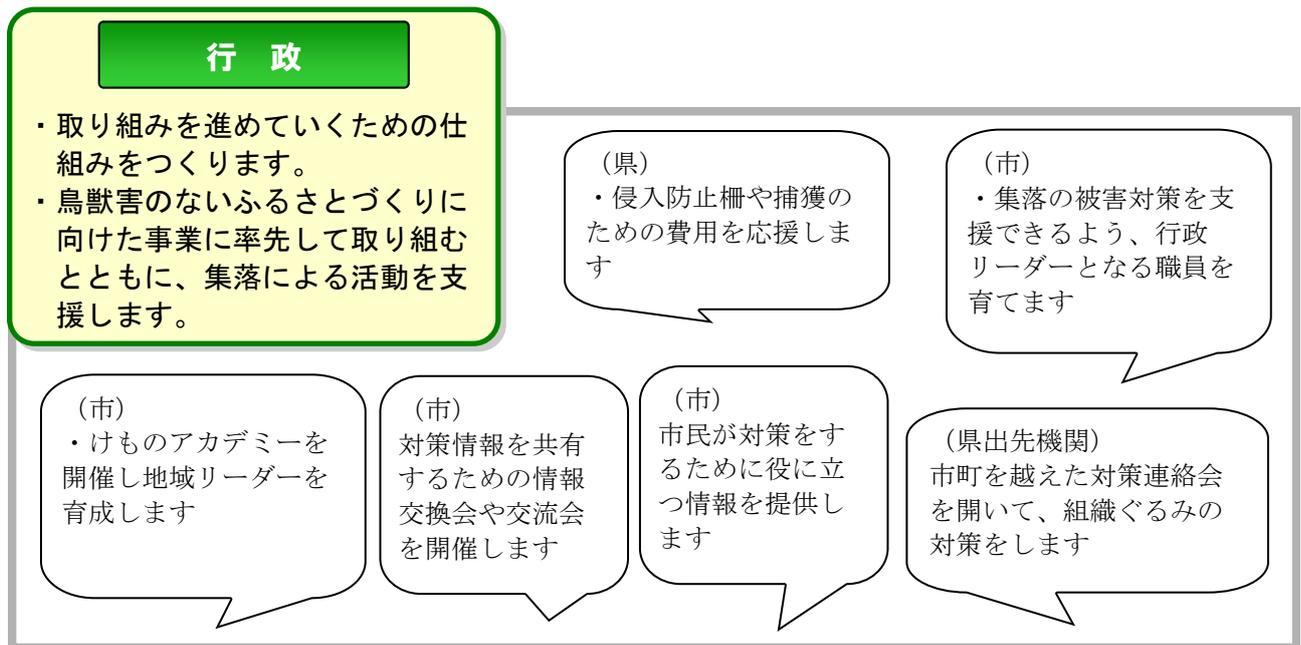
- ・ 有害捕獲した生物の活用を推進するためのイベントなどの開催
- ・ 有害捕獲した生物を活用するための仕組みづくり

(2) 具体的な方策

① 主体ごとの取り組み

ここでは、鳥獣害のないふるさとの実現に向け、市民・市民団体が具体的にどのようなことに取り組みばよいのかを明らかにします。

市民一人ひとりのあたりまえの取り組みがつながることで、被害を守る活動の効果が出ることと合わせて、活力ある地域になるよう、行政、事業者、研究者も取り組んでいきます。





市民・市民団体

・市民一人ひとり、または市民団体として地域で協力しながら、鳥獣害のないふるさとづくりに向けて、主体的に取り組めます。

(被害地住民)
・けもの痕跡を探してできる事やってみよう

(農業者)
・農閑期は山際の草刈頑張ろう

(都市住民)
・けものアカデミーに参加してみよう

(高齢者グループ)
・サルが来たら、家にいる人だけで追い上げできる連絡体制をつくらう

(青少年関係団体)
・けもの探偵になって、ふるさとの自然に親子で親しむ活動をしよう

(まちづくり団体)
・農家民宿をサポートして空き家をなくしていこう

(食生活関係団体)
・食育推進でジビエを活用してみよう

(動物愛護団体)
・ペットのえさの食べ残しを片付ける運動をしよう

(まちづくり団体)
・対策をしている集落のお手伝いで山際を活用したイベントを考えよう

(小中学校PTA)
・子どもたちを通して、地域に向けて啓発活動を行います

(子育てグループ)
・近所でカキを分けてもらって干し柿をママ友とつくります。

(狩猟者団体)
・有害捕獲に協力しよう

(農業女性団体)
・畑をネットできちんと囲おう
・自分でできることは頑張ろう

(都市住民)
・ごみだしマナーを守ろう
=カラスや中獣類の対策のため

(農業女性団体)
・畑の野菜を残さずとり切る活動をしよう

(狩猟者団体)
・安全に捕獲できるような技術を身につけよう

(農業女性団体)
・畑の残渣や家庭ごみの放棄の改善しよう
=山際獣対策

(環境団体)
・ごみ減量のためのダンボールコンポストの推進しよう
=生ごみの適正処理
=山際獣対策

(若者)
・研修会で勉強しよう。いい情報はSNSで発信しよう

(区長)
・町内会で対策のための委員会を作ろう

専門家

・鳥獣被害対策や地域づくりなどの専門家は、取り組み内容などについて情報の分析をおこない、助言をします。

(農林省アドバイザー)
・鯖江市のけものアカデミーに協力します

(大学研究者)
・研究している防除と捕獲技術を現場で試験しよう

(大学研究者)
・鯖江市の対策情報を分析して計画作りに協力します



② 地区ごとの傾向

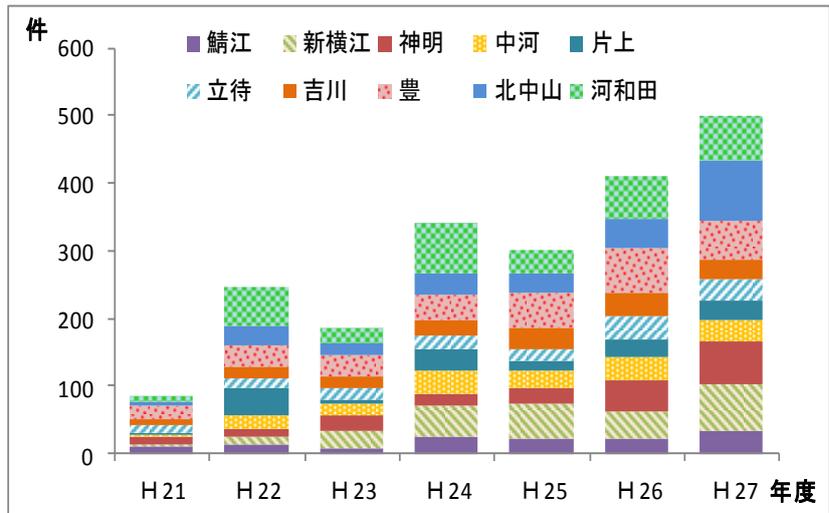
本市に生息する鳥獣のうち、哺乳類ではイノシシやサルによる農作物、中獣類（アライグマ・ハクビシンなど）による農作物と建物への被害、鳥類ではカラスやサギ類などによる生活被害など、鳥獣被害が発生しています。

近年は、外来のイタチによる建物侵入の増加、シカの森林への被害から農作物被害への拡大が懸念されています。また、その対策は加害する鳥獣の特性に合わせた対策技術が確立していますので、事前に学習をした上で行うことが効果的です。

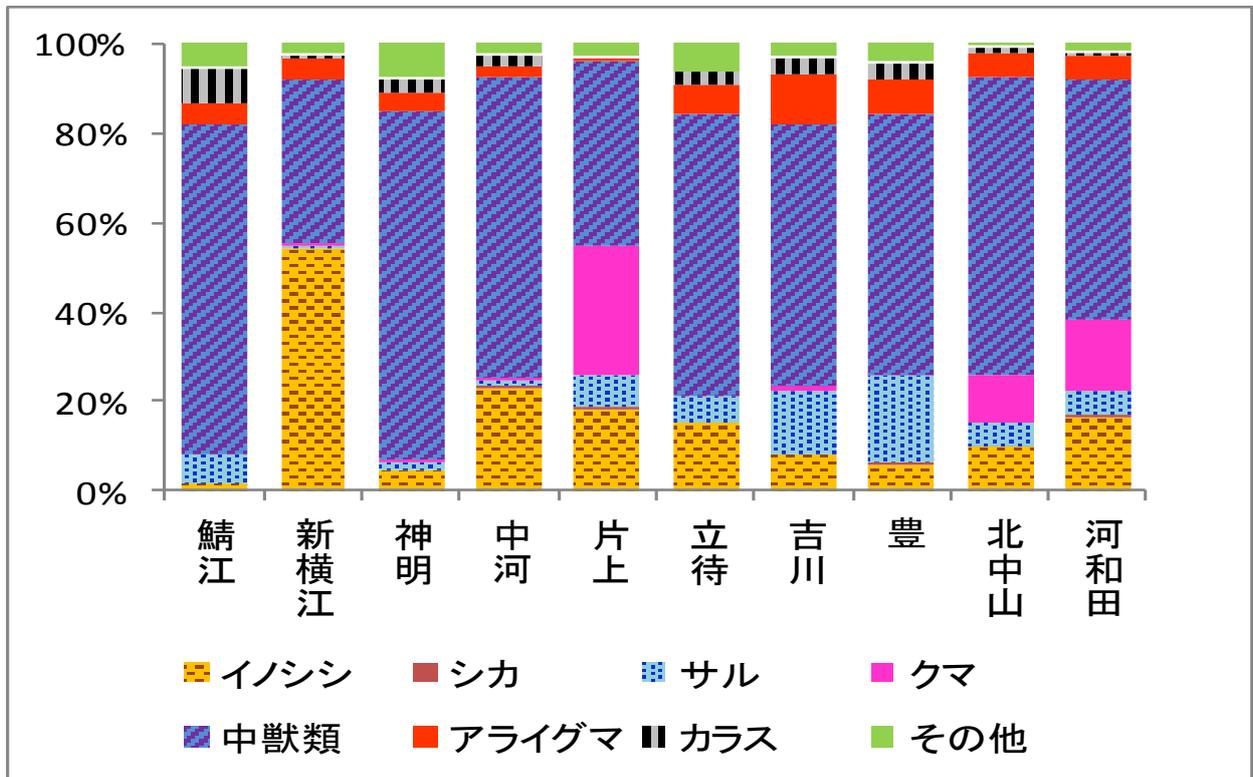
●市民による相談件数の分析

市民から本市に寄せられた相談件数（農林政策課調べ）は、増加の傾向にあります。増加の原因は中獣類による家屋への侵入で、市内のいたるところで被害が発生していることがわかります。

地区ごとに問題となる鳥獣種にばらつきがあり、鳥獣種の生態に合わせた取り組みを行う必要があります。



市民からの相談件数の推移(地区ごと)



市民からの相談件数割合(平成21年～27年度 地区ごと獣種ごと)

③鯖江市に生息する主な野生鳥獣類と被害の種類

市内の鳥獣被害の現場でよくみかける動物は以下のとおりです。

野生鳥獣は豊かな自然の象徴であり、その存在はあらゆる生態系サービスの基盤となるものです。在来の哺乳類は特に目に付きにくいですが、存在そのものが害と考えるものではありません。

しかしながら、生息域の拡大や生息数の増化、人間社会の衰退によって、人との軋轢が発生している鳥獣がいます。

分類	種類名	在来種／外来種	鯖江市での被害の種類
哺乳類	アナグマ	在来種	・農作物への被害（キンカンウリなど） ・建物への被害（床下進入）
	アライグマ	外来種 （特定外来生物）	・農作物への被害（スイカ・果樹など） ・建物への被害（天井裏への進入・糞尿）
	イノシシ	在来種	・農作物への被害（イネ・イモ類など） ・掘り返しによる畦畔や法面への被害
	イタチ	在来種	・建物への被害（天井裏への進入・糞尿）
	カモシカ	在来種	—————
	キツネ	在来種	—————
	タヌキ	在来種	—————
	チョウセンイタチ	外来種	・建物への被害（天井裏への進入・糞尿） ・家庭内の食物への被害（パン・お菓子）
	ツキノワグマ	在来種	・人身被害 ・農作物への被害（カキ・クリなど）
	ニホンザル	在来種	・農作物への被害（農作物・果樹など） ・建物への被害（屋根瓦の破損）
	ニホンジカ	在来種	・森林への被害（樹皮はぎ・角とぎ） ・農作物への被害（野菜・麦・稲）
	ハクビシン	外来種※	・農作物への被害（イチゴ・果樹など） ・建物への被害（天井裏への進入・糞尿）
鳥類	カモ類	在来種	・水稲直播圃場のイネの踏み倒し
	カラス類	在来種	・農作物への被害（イネ・果実・野菜類） ・生活への被害（糞・ゴミあさり）
	サギ類	在来種	・生活への被害（糞による汚染、騒音） ・水稲直播圃場のイネの踏み倒し

※ハクビシンは移入時期が不明であり、かなり昔から日本に定着していた可能性があるほか、在来種とする説もあります。

④鳥獣ごとの対策

●共通の対策

野生鳥獣が快適に暮らすためには「食べ物」、「水」、「隠れ家」、「空間」の4つの要素が十分にある「生息地」が必要です。増えすぎた野生鳥獣の被害対策では、この4つの要素を絶つことが被害を減らすことにつながります。

被害の多くは、鳥獣達が「食べ物」や「隠れ家」を危険を感じずに手に入れることができるために発生しています。

対策は、まずは被害を出す鳥獣が何なのかを、被害の様子、食痕、足跡などに注目し識別するところから始まります。詳しくはさばえの鳥獣被害対策マニュアルやけものリーダーハンドブックをご確認ください。



●中獣類の対策

人と身近に暮らしてきた動物たちです。住宅など建物を「隠れ家」とし、家庭菜園など畑の農作物や、ペットフード、ごみ等を「食べ物」とします。ねぐらとなる建物への侵入口を塞ぐことや、空き家の対策をすることが効果的です。

近年家屋侵入の相談が増化している背景にチョウセンイタチの増殖が疑われています。

鯖江市でみられる中獣類



アナグマ



タヌキ



イタチ



アライグマ



ハクビシン



キツネ

【コラム】 特定外来生物とは

主に明治時代以降に海外から導入された外来生物のうち、在来の生態系、人の生命や健康、農業などに深刻な被害を及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法（平成16年法律第78号）で指定された生物のことです。外来生物法では、特定外来生物の分布拡大につながる輸入や放野などを規制しているほか、必要に応じてその防除（駆除）の実施を定めています。アライグマは第一次指定種として特定外来生物に指定されました。

福井県では平成21年に策定した「福井県アライグマ防除実施計画」により、アライグマの野生個体を完全に排除することを目指しています。



● 鳥類の対策



鳥類は羽を持ち広範囲に移動できることが特徴です。春に繁殖をするため、巣をつくることによる被害と、冬に群れることによる被害が発生します。巣をつくることに関しては、春の巣作りの時期に、花火などを使って確実な追い払いを実施することで防ぐことができます。冬の群れに対する対策は、ねぐらとなる場所の嫌がらせと、地域内のえさ資源（生ごみや二番穂）を減らすことが、最も効果的です。

● ツキノワグマの対策



ツキノワグマは、森林内に暮らす動物です。春は、クマの生息地に山菜採りやレジャーで人が山に入ることにより、クマとの事故が起こっています。秋は、木の実が不作の場合にえさを求めて里に降りてくることから事故が起こっています。日頃から、集落内の草藪や物陰を作らないようにすること、木の実が不作の年は特にカキや栗などクマが好む果樹を早めにきちんと収穫することで、里の魅力が低下し出没を回避することができます。また、クマを目撃したり痕跡を見つけたときは、市へ連絡しすばやく情報共有することで、事故防止につなげることができます。



●ニホンジカの対策



植物を食べるニホンジカは、森林内で爆発的に増えることから、農作物被害が発生する前に、森林内で早めの捕獲をすることが効果的です。また、個体数が増えると、農作物被害が発生します。いずれにせよ、とても警戒心の強い動物なので、侵入痕跡を見つけて、山際の藪の刈り払いなどを活発に対応することで被害発生を抑止できます。

また、森林内でシカが好む植物の食痕の観察を続けることで、シカの数の増化を追跡できます。

●イノシシの対策



イノシシは、山際での対策が効果的です。「食べ物」を求めて集落に出没します。イノシシは、電気柵で農作物をきちんと守ることで被害を防ぐことができます。慣れてくると大胆になりますが、基本はとても警戒心の強い動物なので、侵入痕跡を見つけて、山際の藪の刈り払いなどを活発に対応することで被害発生を抑止できます。行動域が広い動物ではないため、捕獲においては、被害を出す個体を選択的に捕まえることが、被害軽減の近道です。

【コラム】 サルどこネット

サル情報を共有してサルの群れを迎え撃つ

鯖江市内に出没するサルの群れは、越前B群と越前C群という2つの群れです。いずれも福井県と鯖江市の調査で、およその頭数や行動域がわかっています。また、大人のメスに発信機を装着してあるので、受信機を使うことによりおよその居場所を特定することができますようになっています。

住民の目撃情報や受信機を使って調べた位置情報は、サルどこネットで共有しています。24時間以内の情報はどなたでも右のQRコードからインターネットでご覧になることができます。

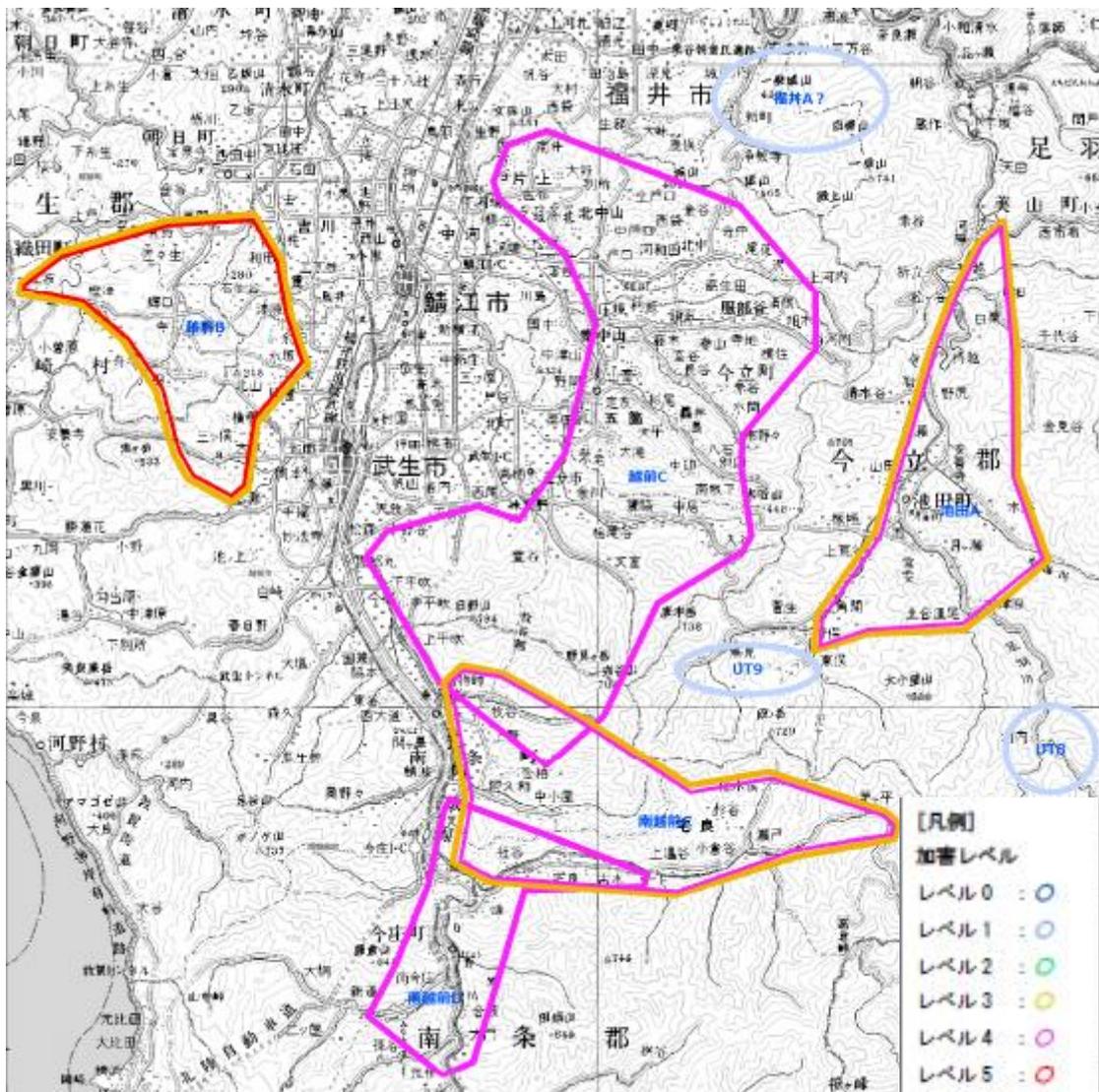


●サル対策



サルはメスを中心とした群れで広範囲に行動する動物です。「食べ物」を求めて集落に出没します。木に登ることから対策が難しいと思われがちですが、ロケット花火を使つての確実な追い上げを実施することと、集落内の未利用果樹をなくすことが効果的です。サルにとって苦労は多くおいしい思いのできない集落と認知されることで、出没を抑止することができます。

現在、鯖江市に出没している群れの情報は、「サルどこネット」で共有しています。接近を警戒するためにも、メール登録をおすすめします。



丹南地域サル推定加害群分布図(平成28年度出沒カレンダー調査速報)

第4章 マスタープランの推進方策

(1) 取り組み目標

ここでは、基本施策に基づいて鳥獣害のないふるさとづくりを計画的に進めるための取り組み目標を明らかにします。

基本方針

市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策

取り組み全体の目標

5年後（平成33年度）には、
鯖江市民の鳥獣被害に対する認知度100%を目指す。

平成27年度に実施した本市の住民意識調査では、農作物の鳥獣被害に対する市民の認知度は92%でした。
地域に暮らす市民が、「鳥獣被害が課題である」と認識できるように、全市民的な鳥獣被害対策を進めます。

鳥獣被害への市民の理解を深める

共通施策：鳥獣被害の課題意識の共有

取り組み目標	指標	数値目標	
		現在値	5年後
鳥獣害問題の現状を把握し、その情報を市民とともに共有します。			
■ 想定される取り組み ・ 集落出前講座 ・ 対策の情報交換会 ・ 対策集落の交流会 ・ 情報公開・広報 ・ 環境教育の推進 ・ 市民の具体的取り組みを提案	情報交換会の開催数	2回	3回
	対策のためのマニュアル	2種	4種

● 施策ごとの目標

「野生鳥獣と人との共存」を実現するための行動は
きちんと守る

基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策

基本施策2：市民主体の継続的な取り組み体制の確立

取り組み目標	指標	数値目標	
		現在値	5年後
電気柵、緩衝帯といった山際の対策、環境整備の維持管理に市（行政）と市民が積極的に取り組みます。	イノシシによる農作物被害額 被害面積	平成23年～平成27年の平均被害額は142万円、被害面積は4.84ha	平成28年～平成32年の平均被害額を180万円以下、被害面積を5ha以下にする
<p>■想定される取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進入防止柵の整備 ・ 有害捕獲の推進 ・ 緩衝帯の整備 	イノシシ用被害防除策の整備率（実施数/山際集落数）	66% 29/44集落	77% 34/44集落
鳥獣被害対策のために、市内や近隣の状況を把握に努め、正しい対策技術を持った人を育て、鳥獣害に強い地域を築きます。	アカデミー修了生の数	各地区2人以上	各地区3人以上
<p>■想定される取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害調査 ・ 野生鳥獣の生息状況調査 ・ 地域リーダー研修会 ・ 広域連携し被害の現状把握 	広域連携の自治体数	2自治体	4自治体

「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」を実現するための行動
対策仲間を増やす

基本施策3：人と人とをつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

基本施策4：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

取り組み目標	指標	数値目標	
		現在値	5年後 (平成33年度)
市（行政）と市民が協働して、鯖江市の自然に親しみながら鳥獣被害対策を学ぶイベントを開催する。	リーダー提案イベントの開催数	年3回	年5回
■想定される取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策ツアーリズムの開催 ・体験農園 ・援農ボランティア 	けもの対策ツアーリズム受入れ集落数	4集落	5集落
市民・市民団体が主体的に有害捕獲した生物（いのち）を食肉利用するための勉強会やイベントを市が支援します。	体験プログラム数	8プログラム	12プログラム
■想定される取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲個体の利用 ・料理教室や学習会 	捕獲個体の食肉加工処理施設利用数	年2回	年3回

(2) マスタープランに基づく鳥獣被害対策の推進体制

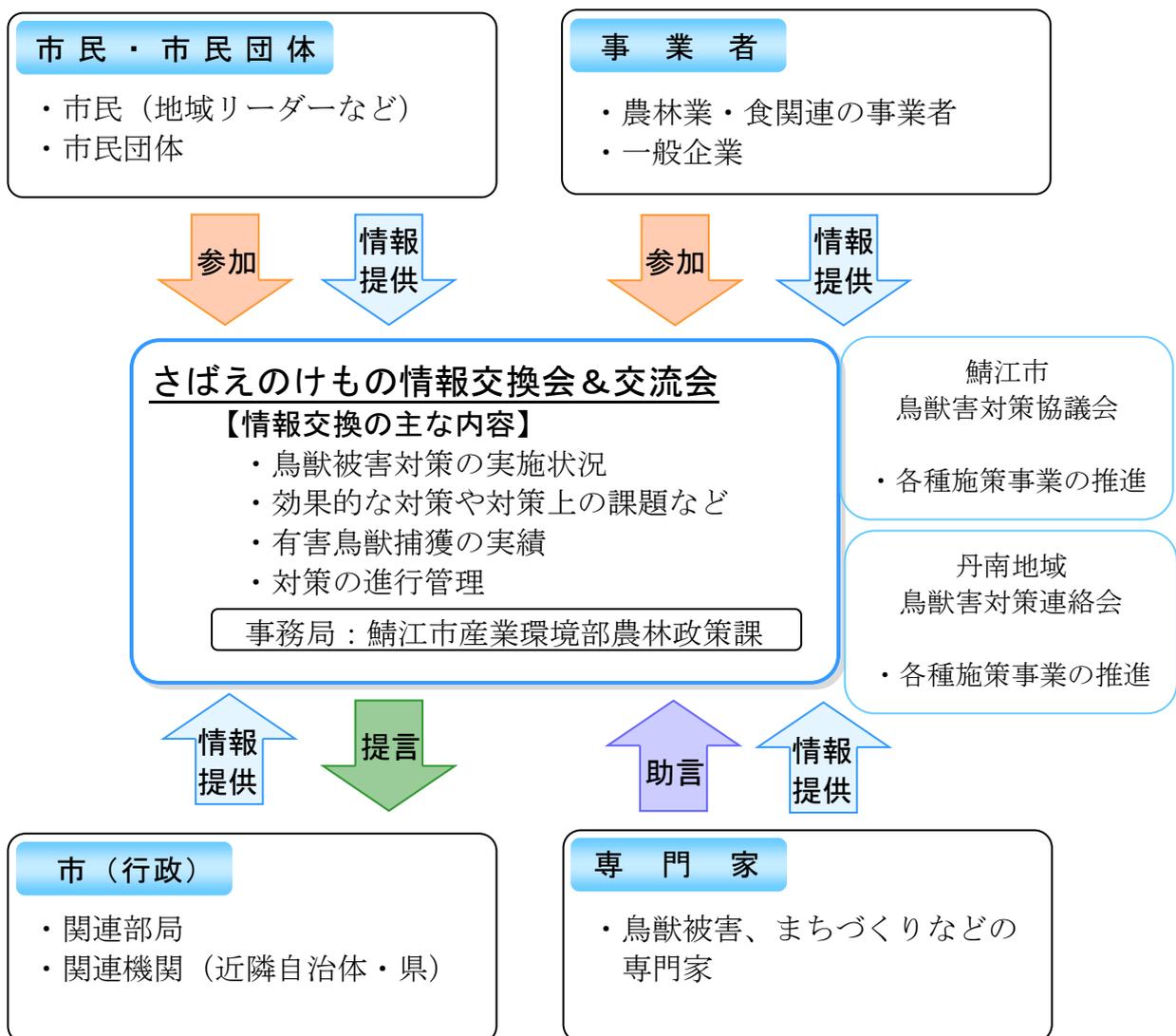
● 鳥獣被害対策推進ネットワーク会議の定期開催

本市全体で鳥獣害のないふるさとづくりを進めるためには、主体間の情報や意見の交換の場を定期的に設けることが有効です。

そこで、本市が主催して各主体が一堂に集まり、情報交換をするさばえのけもの情報交換会&交流会を開催します。

情報交換会では本市の鳥獣被害対策の計画立案、効果の検証や、目標達成度合いの評価、目標の再設定などについても意見交換します。

また、必要に応じワーキンググループを開催します。



マスタープランの推進体制

参考資料

(1) 関連する法令など

- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
(平成14年法律第88号)
 - ・ 狩猟や有害捕獲に関する事項
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
(平成16年法律第78号)
 - ・ アライグマなど、特定外来生物の移動や運搬、捕獲、飼育に関する事項
- 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」
(平成19年法律第134号)
 - ・ 市町村による被害防止計画の作成、鳥獣の捕獲の許可権限などに関する事項
- 「食品衛生法」 (昭和22年法律第233号)
 - ・ と殺、解体した食肉の流通に関する事項
- 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針 (ガイドライン)」
(平成26年厚生労働省)
 - ・ 捕獲された鳥獣を食肉として活用するための衛生管理の徹底等安全性の確保に関する事項
- 「銃砲刀剣類所持等取締法」 (昭和33年法律第6号)
 - ・ 狩猟者の法定猟具使用に関する事項
- 「火薬類取締法」 (昭和25年法律第149号)
 - ・ 「動物駆逐用煙火」を追い払い用に使用する場合の事項
 - ・ 銃弾の保管に関する事項

(2) 参考資料

■ 国関係Web情報

「農林水産省鳥獣害対策ホームページ」

<http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/choujyugai/cyoujyuugai.html>

「環境省野生鳥獣の保護及び管理～人と野生鳥獣の適切な関係の構築に向けて～」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

■ 県関係Web情報

「福井県鳥獣害対策ホームページ」

<http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/choujyugai/cyoujyuugai.html>

「福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）」

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021500/tokuteikeikaku/tokutei.html>

「福井県第一種特定鳥獣保護計画—ツキノワグマ—」

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tixyouzixyuu/bear.html>

「福井県特定外来生物防除実施計画（アライグマ・ヌートリア）」

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021500/tokuteikeikaku/gairai.html>

「福井クマ情報」

・ 県内のクマ出没情報

<https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/>

「ツキノワグマによる人身被害防止のために」

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/>

「鳥獣害のない里づくり情報分析」

<http://www.fncc.jp/reference/report/tyozyugai>

「獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン（イノシシ・シカ）」

（平成22年福井県）

・ 捕獲から食肉利用までの流通に関する衛生管理や品質確保の基準

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021500/choujyugai/jyu-guideline.html>

■ 鯖江市の取り組みが紹介された資料

「お～！イノシシ ～team4429と考えるこれからの鳥獣害対策～」

team4429とその仲間たち 著
福井県立大学

「STOP！鳥獣害 ～地域で取り組む対策のヒント～」

全国農業会議所 著

■ 鳥獣被害全般に関する資料

- 「共生をめざした鳥獣害対策」 社団法人農林水産技術情報協会 編
全国農業会議所
- 「イノシシ シカ サル これならできる獣害対策」 井上雅央 著
社団法人農山漁村文化協会
- 「鳥獣害対策の手引」 江口祐輔・三浦慎吾・藤岡正博 編
社団法人日本植物防疫協会

■ イノシシに関する資料

- 「丹南地域鳥獣害対策マニュアル（イノシシ編）」 福井県丹南農林総合事務所
- 「イノシシから田畑を守る おもしろ生態とかしこい防ぎ方」 江口祐輔 著
社団法人農山漁村文化協会
- 「イノシシを獲る ワナのかけ方から肉の販売まで」 小寺祐二 著
社団法人農山漁村文化協会

■ 中獣類に関する資料

- 「ハクビシン・アライグマ おもしろ生態とかしこい防ぎ方」 古谷益朗 著
社団法人農山漁村文化協会

■ クマに関する資料

- 「生かして防ぐ クマの害」 米田一彦 著
社団法人農山漁村文化協会

■ サルに関する資料

- 「山の畑をサルから守る おもしろ生態とかしこい防ぎ方」 井上雅央 著
社団法人農山漁村文化協会

■ カラスに関する資料

- 「おもしろ生態とかしこい防ぎ方 カラス」 杉田明栄 著
社団法人農山漁村文化協会

(3) 用語集

用語	意味
在来種	ある地域に現在生息・生育する動植物のうちで、昔からその場所でみられる種類。
外来種	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他地域から入ってきた生物。
特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限り、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。
かんしょうたい 緩衝帯	農地と接する山際の樹木や竹を伐採し、見通しを良くすること。これにより、野生獣の警戒心を刺激し、里に下りてこないようにする(棲み分け)。本市ではネット柵と併用している。
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
けいはん 畦畔	田畑の境にあるもの。あぜ。
個体数管理	野生鳥獣の個体数を、保護や捕獲などの手段によって適正なレベルに計画的に維持すること。
じゅひ 樹皮はぎ	ニホンジカなどが樹皮をはぎとること。樹皮を失った木は、商品価値が失われ、ひどい場合には枯死する。主にニホンジカ、ツキノワグマによる被害が多い。
食害	野生鳥獣などが、農作物などを食い荒らすこと。
森林下層植生	森林に生える丈の低い草木。
生息地	野生鳥獣のすみか。
地域おこし・地域振興	市町、あるいは市町の一定の地区の経済や文化を活性化させること。
のりめん 法面	切り土・盛り土により作られる人工的な斜面。道路建設や宅地造成などに伴い形成される。
人里環境	集落や水田、畑、果樹園といった農耕地、さらに河川、雑木林などを含んだ人間の居住空間のこと。
不耕作地	高齢化や後継者不足などの理由により、耕作されなくなった農地のこと。
防除	生物による被害を防ぐため、その侵入の防止や環境整備などをおこなうこと。
放任果樹	実がなくても収穫されない果樹のこと。山際や空き家などに多く、サルやハクビシンなど哺乳類のエサとなることがある。
有害捕獲	野生鳥獣により農作物や人間の生活に影響が出る場合に、個人や団体が許可をとり、被害原因となった動物種を捕獲すること。

用語	意味
こんせき 痕跡	食べ跡、足跡、爪あと、糞など。
サルどこネット	三重県のNPO法人。サル情報を市民の通報で共有するサイトを運営している。 http://www.sarudoko.net/
ジビエ	狩猟による野生鳥獣のお肉の総称。
行政リーダー	行政職員の鳥獣害対策リーダー。被害対策の技術を持つだけでなく、集落の事情にあわせて、対策を提案できる人。
市民活動団体	市民が、ある目的の下に集い、結び付いた団体（猟友会、NPO団体など）。
地域リーダー	公民館単位の地区スケールで活動する鳥獣害対策リーダー。集落ぐるみを地域ぐるみに展開するために、集落同士をつなげる人。
ちえん 地縁団体	集落、地区ごとなど市民が地縁によって結び付いた団体（町内会、婦人会、老人会、青年団など）。
ちゅうじゅうるい 中獣類	中型哺乳類の総称。アナグマ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・キツネなど。
ツーリズム	グリーンツーリズムやエコツーリズムといわれる滞在型の旅行。
モニタリング	観察して記録すること。

(4) 住民意識調査結果

調査票及び調査結果については、別様とし鯖江市ホームページに掲載します。

(5) けものアカデミー修了生の意識意向調査結果

調査票及び調査結果については、別様とし鯖江市ホームページに掲載します。

(6) 鯖江市人と生きもののふるさとづくり マスタープラン策定委員会について

■ 鯖江市人と生きもののふるさとづくりマスタープラン 策定委員

委員長	北川 太一	福井県立大学 経済学部 教授
委員	品川 智博	市民代表・けものアカデミー修了生
委員	早川 健治	市民代表・けものアカデミー修了生
委員	塚本 浩二	市民代表・ゆるい移住第一期生
委員	樫尾 智恵子	ふくい・くらしの研究所 くらなび農園
委員	帰山 順子	ごみ問題懇話会
委員	田中 敏江	うるしの里いきいき協議会
委員	山川 久美子	JAたんなん フレッシュミズの会
委員	真田 権右衛門	下新庄町猪対策委員会
委員	服部 義和	河和田東部美しい山里の会
委員	五十子 利雄	北中山まちづくり委員会 産業建設防災部会
アドバイザー	大宮 正太郎	福井県農林水産部地域農業課
アドバイザー	水谷 瑞希	信州大学
アドバイザー	中村 修一	鯖江市産業環境部
オブザーバー	酒井 敬治	鳥獣保護員
オブザーバー	東 栄治	福井県猟友会鯖江支部
オブザーバー	村上 裕子	福井県丹南農林総合事務所
オブザーバー	水野 貴代	福井県農業共済組合
オブザーバー	三廉 道照	南越森林組合
オブザーバー	小棹 昇	福井丹南農業協同組合営農課

■ 鯖江市人と生きもののふるさとづくりマスタープラン策定委員会 設置要綱

(設置)

本市では、市民が主役となって鳥獣害のないふるさとづくりを推進するためのマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するに当たり、マスタープランの内容を市民と共に多面的に検討し、実効性のあるマスタープランを策定するため、人と生きもののふるさとづくりマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

委員会の所管事務は、次に掲げる事項とする。
マスタープランの審議に関すること。
その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

委員会は、委員12人以内をもって組織する。
2 委員は、市長が委嘱し、次の者をもって構成する。
市民
関係団体の関係者
学識経験者
3 委員長は、委員の互選により選出し、委員会において決定する。

(任期)

委員は、マスタープランの策定が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。
2 委員会は、必要に応じて外部の専門家から意見を聞くことができる。

(庶務)

事務局は、産業環境部農林政策課に置く。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

■ 鯖江市人と生きもののふるさとづくりマスタープラン策定までの流れ

● 第1回委員会 平成28年8月12日（金）

【議事次第】

- ・マスタープラン策定までの流れ
- ・マスタープラン策定にあたっての考え方
- ・市民意識調査の結果から

● 現地視察 平成28年9月21日（水）

【視察内容】

- ・鳥獣被害や対策の現状について、現地を視察

● 第2回委員会 平成28年10月25日（火）

【議事次第】

- ・現状の鯖江市における鳥獣害の被害や取り組みをばらばらにして整理する作業
- ・市内の鳥獣害対策の可能性を考える作業

● 第3回委員会 平成28年11月28日（月）

【議事次第】

- ・マスタープラン案の内容
- ・けものアカデミー修了生の意識・意向調査結果から

● 第4回委員会 平成29年1月23日（月）

【議事次第】

- ・マスタープラン案の内容

● パブリックコメント 平成29年2月24日（金）～3月9日（木）

- ・マスタープランの内容に関する意見の募集

第二次 人と生きもののふるさとづくり マスタープラン

平成29年3月

編集・発行 : 鯖江市（産業環境部 農林政策課）
住所：〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号
電話：0778-51-2200 FAX：0778-51-8153
: 鯖江市（鳥獣害のない里づくり推進センター）
住所：〒916-0027 福井県鯖江市桜町3丁目8番7号
電話：0778-51-2110 FAX：0778-51-2420



鯖江市